

所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会 次第

日時：令和7年5月23日（金）午後3時30分から

場所：所沢市役所高層棟7階 研修室

1 開 会

2 議 事

- (1) 精神障害者保健福祉手帳 旅客運賃減額第1種所持者の
介護人に対する割引運賃適用に関する協議（ところワゴン）

3 閉 会

～ 資 料 ～

1 協議概要資料

- 2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（運賃表を添付）

ところバス・ところワゴンにおける精神障害者保健福祉手帳の 旅客運賃減額第1種の介護人割引適用について

現行運賃制度

身体障害者手帳

「旅客運賃減額第1種」の場合
介護人1名にも運賃割引が適用

療育手帳

「要介護」の記載がある場合
介護人1名にも運賃割引が適用

精神障害者保健福祉手帳

「旅客運賃減額」が存在しないため
介護人への割引適用なし

令和7年4月1日から
精神障害者保健福祉手帳にも
「旅客運賃減額」の記載が開始

新運賃制度（令和7年7月1日～運用を予定）

身体障害者手帳

「旅客運賃減額第1種」の場合
介護人1名にも運賃割引が適用

療育手帳

「要介護」の記載がある場合
介護人1名にも運賃割引が適用

精神障害者保健福祉手帳

**「旅客運賃減額第1種」の場合
介護人1名にも運賃割引が適用**

具体的には、

- ・手帳所有者本人が市内在住で、オレンジ色の特別乗車証に「介護あり」スタンプがある
本人及び同乗する介護人1名は無料
- ・手帳所有者本人が市外在住、又は、オレンジ色の特別乗車証を所持しておらず、手帳に
「旅客運賃減額第1種」の記載がある
本人及び同乗する介護人1名は半額

ところバスの届出運賃には、すでに

「ウ．精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。」
という記載があり、届出運賃を変更する必要がない。

一方、ところワゴンの届出運賃は、

「ウ．精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）の交付を受けている者とする。」
のみの記載のため、届出運賃を変更する必要があり、今回運賃協議の対象となる。

運賃協議に先立ち、令和7年5月1日～14日の期間、市ホームページ上及び利害関係者（公共交通事業者）に対して、道路運送法第9条第5項に定める意見募集を実施したが、提出された意見は0件。

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年5月23日付け所沢市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別添運賃表のとおり

2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

ところワゴン

【三ヶ島地区】林・糞谷ルート、三ヶ島ルート、若狭ルート

【柳瀬地区】日比田ルート、南永井ルート、本郷ルート、坂之下・城ルート

【富岡地区】ネオポリスルート、北岩岡ルート、多聞院ルート

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年7月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

西武ハイヤー株式会社

令和 年 月 日

所沢市地域公共交通協議会
運賃協議部会

運賃の種類・額及び適用方法

1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	200円
		小児	100円
営業割引運賃	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券	大人	500円
		小児	200円
		所沢市発行の特別乗車証（割引）を所持する方	
	介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方	200円	
身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）を所持する方及びその介護人			
	エコモビリティの日	毎月22日	片道：大人100円 小児 50円
旅客運賃の割引	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引 被爆者に対する割引 被爆者二世に対する割引 指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（無料）を所持する市内在住の大人・小児	無料
	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引	特別乗車証（無料）を所持しない大人	普通旅客運賃の半額
		特別乗車証（無料）を所持しない小児	小児普通旅客運賃の半額
	65歳以上の者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（割引）を所持する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	介護保険被保険者証を所持する者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（割引）又は介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	免許証返納者に対する割引	所沢市が発行する無料乗車定期券又は無料乗車回数券を所持する所沢市内在住の方	無料
	ところバス・ところワゴン共通一日乗車券による割引	ところバス・ところワゴン共通一日乗車券を所持する者	無料

2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、西武ハイヤーが所沢市より委託されたところワゴンにおいて旅客を輸送する場合に適用する。

(2) 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。

大人運賃：中学生以上の者

小児運賃：小学生以下の者

旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無料とする。また1歳未満の小児については無料とする。

(4) ところバス・ところワゴン共通一日乗車券についての適用方法は以下のとおりとする

ア. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券については券面記載日に限り適用する。

イ. 「旅客運賃減額第1種」の記載がある身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳又は「要介護」の記載がある知的障害者療育手帳を乗車時に提示した旅客について、旅客1人につき介護人1人の一日乗車券に係る運賃を200円とする。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人とする。

イ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(写真貼付のあるもの)の交付を受けている者及び介護人とする。

エ. 戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、又は特定・指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引

以上、ア~エに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証(無料)を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証(無料)を提示した場合に無料とする。

ア~ウに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証(無料)に「介護あり」と表記がある場合においては、旅客1人につき介護人1人の運賃も無料とする。

乗車時にア~ウの該当者及び戦傷病者で手帳を提示した旅客については半額とする。

ア又はウの手帳に「旅客運賃減額第1種」の記載がある手帳又はイの手帳に「要介護」の記載がある手帳を所持する旅客について、乗車時に手帳を提示した場合は、旅客1人につき介護人1人の運賃も半額とする。

オ. 65歳以上の旅客に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」(割引)を乗車時に提示した者とする。

カ. 介護保険被保険者証を所持する者に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」(割引)又は所沢市の発行する介護保険被保険者証を乗車時に介護保険被保険者証を提示した者とする。

キ. 免許証返納者に対する割引

所沢市の発行する運転免許証返納者向けの無料乗車定期券又は無料乗車回数券を持参した者とする。

ク. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券による割引

ところバス運行事業者が販売した「ところバス・ところワゴン共通一日乗車券」を乗車時に提示した者とする。

ケ. 割引の重複

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。